

昨年度からの主な変更箇所一覧

部	章	節	項	目	タイトル	R7年版 ページ	担当課名	R6文章	R7文章	備考
-	-	-	-	-	はじめに～ 目次	-	環境総務課 (総務担当)	2023年度(令和5年度)には、市域の脱炭素化の一層の推進を図るため、これまで環境施策に係る推進体制として設置していた「藤沢市環境政策推進会議」を「藤沢市環境政策推進本部会議」に改め、私を本部長とする体制へと強化しました。 一方、2025年(令和7年)2月には、政府の「地球温暖化対策計画」が改定され、「第7次エネルギー基本計画」が閣議決定されるなど、温室効果ガス排出削減と経済成長の両立を目指すGX国家戦略(GX2040ビジョン)の推進が図られています。本市でもこのような政策の動向を注視しながら、環境への取組を進めています。	2023年度(令和5年度)には、「藤沢市環境政策推進会議」を「藤沢市環境政策推進本部会議」に改め、私を本部長とする体制へと強化し、 <u>2025年4月の組織改正でゼロカーボン推進課を新設するなど</u> 、2025年(令和7年)2月に閣議決定された「第7次エネルギー基本計画」の方針に沿った、 <u>温室効果ガス排出削減と経済成長の両立に積極的に取り組んでいます。</u> <u>かつて公害対策中心であった環境問題は、現在、脱炭素・循環型社会・生物多様性を軸とした複合的な内容に拡大・変貌しており、市政においても様々な角度から対処すべく検討を進めています。</u>	変更
1	-	4	-	-	生物多様性の保全	20	みどり保全課	「生物多様性」とは“種の多様性”“遺伝子の多様性”“生態系の多様性”を指し、動植物や微生物といった様々な生きものが、個体レベル・遺伝子レベルでつながり合い支え合うことで、生態系の豊かさやバランスが保たれていることをいいます。 私たちの生活は、生物多様性がもたらす恵みによって成り立っており、生物多様性の恵みとして食べ物、木材、衣服や医薬品などがあげられます。さらに、私たちが生きるために必要な酸素は植物等によってつくられ、汚れた水も微生物などによって浄化されています。生物多様性は、私たちの生活になくてはならないものです。	「生物多様性」とは、 <u>全ての生きものの間に違いがあることを表す言葉であり、「生きもののつながりと個性」と言い換えることができます。「生きもののつながり」は、食物連鎖や繁殖行動など生きものの間の関係や、山・川・海の連続性といった生態系間の関係などを表し、「個性」は、同じ種であっても少しずつ違う特徴(特性)があることや、それぞれの地域に固有の生物相があることを表しています。</u> また、生物多様性は、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子(同じ種)の多様性」という3つのレベルで多様性があるとしています。 私たちは、生きていくために食料、水、衣料や住宅の材料のほか、さまざまな「恵み」を必要としています。 そして、 <u>この自然がもたらす「恵み」のことを「生態系サービス※」と呼びます。</u> 生態系サービスは、お金を支払って得ているものではありませんが、それが失われてしまうと人間にとって大きな損失となります。 <u>※「生態系サービス」は、「供給サービス」「調整サービス」「文化的サービス」「基盤サービス」の4つに分類されています。</u>	変更
1	-	6	-	-	パリ協定を めぐる国際 交渉	29	環境総務課 (総務担当)		<u>2025年(令和7年)ブラジル北部ベレンで開かれたCOP30では、主に3つの成果が得られました。1つ目は気温上昇を1.5℃に抑える目標を維持しつつ、適応アクションの進捗状況を追跡する枠組み(ベレン指標)が採択されたこと。2つ目は気候変動対策における適応策への資金を3倍にすることに合意が得られたこと。3つ目は人間と公平性を気候変動対策に据える「公正な移行」メカニズムが採択されたことです。一方で、アメリカの欠席などで、最終文書に化石燃料についての言及がないなど、厳しい交渉であった一面もありました。</u> <u>尚、アメリカは2025年(令和7年)1月にパリ協定からの2回目の脱退を国連に通知し、協定の規定により1年後の2026年(令和8年)1月に効力が発生し、正式に脱退しています。</u>	追記
2	1	1	(1)	①	大気汚染 常時監視 測定	37	環境保全課	(ア)短期的評価 測定を行った日についての1日平均値、8時間平均値又は各1時間値を環境基準と比較して評価します。	(ア)短期的評価 <u>◇ 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質</u> <u>1時間値の1日平均値と1時間値を環境基準と比較して評価します。</u> <u>◇ 一酸化炭素</u> <u>1時間値の1日平均値と1時間値の8時間平均値を環境基準と比較して評価します。</u> <u>◇ 光化学オキシダント</u> <u>昼間(5時～20時)の時間帯における1時間値を環境基準と比較して評価します。</u> <u>◇ 微小粒子状物質(PM2.5)</u> <u>年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(365日分の測定がある場合は、低い方から358番目の測定値)を環境基準と比較して評価します。</u>	変更
2	1	1	(1)	②	簡易法による二酸化窒素の環境調査	42	環境保全課		<u>※令和6年度までは市内22地点で測定を行っていましたが、長年全地点において環境基準を下回っているため、測定計画を見直し、年間を通して最も濃度が高くなる時期に測定地点を減らして調査を行いました。</u>	追記
2	1	1	(1)	⑤	ダイオキシン類環境調査結果	43	環境保全課		<u>令和7年度については市内2か所で測定を実施しました。調査結果については、以下のとおり環境基準値を下回っていました。</u>	追記
2	1	5	(1)	①	公立保育園給食	84	保育課 学校給食課	①公立保育園給食、②学校給食		削除

昨年度からの主な変更箇所一覧

部	章	節	項	目	タイトル	R7年版 ページ	担当課名	R6文章	R7文章	備考
2	2	1	(1)	①	緑の特徴	101	みどり保全課	本市には、相模野台地、高座丘陵、片瀬・村岡丘陵の起伏に富んだ地形、海岸部に近い平坦な砂丘地形、更に江の島海食崖・岩礁など変化に富んだ様々な地形が見られます。また、市域を南北に貫流する引地川や境川が相模湾に注いでおり、これらの河川によって形成された谷戸が多く存在していました。 現在も残る川名清水、石川丸山及び遠藤笹窪等の谷戸は、水田・雑木林として利用・管理されつつ里地里山として維持されてきました。引地川や境川等の川沿いには斜面林が続き、周辺の農地や川辺と一体となり良好な環境を形成しています。鵜沼など、南部の平地は明治時代以降、別荘地や保養所として発展し、建物の周りに防風用として植栽されたクロマツが景観を引き立てています。 旧東海道や大山街道等の街道沿いには古い社寺があり、社寺林が多く見られます。社寺林は主に地域の潜在自然植生である常緑樹林であることが多く、地域本来の自然を今に伝えています。 このように本市の緑は、特徴ある地形や古い歴史のもとに育まれた緑であり、その地形や歴史とは切り離せないものとなっています。	<u>本市の北部地域は、標高40～50mの相模野台地と高座丘陵、引地川・境川・目久尻川・小出川がつくりだした低地で構成され、南部地域は、江の島、海岸部の湘南砂丘地、引地川・境川・柏尾川などがつくりだした沖積低地と相模野台地の一部、新林公園・川名緑地などの多摩三浦丘陵から連なる片瀬丘陵・村岡丘陵から構成されています。</u> <u>本市の台地は、「海進」と「海退」の繰り返しによる海岸線の変化と、富士・箱根火山の活動による火山性噴出物の堆積等で台地・丘陵が形成され、地史的な影響を反映したものとなっています。</u> 引地川や境川などの川沿いには斜面樹林が続き、周辺の農地や川辺と一体となり良好な環境を形成しています。 <u>相模野台地、高座丘陵、片瀬丘陵などや引地川、境川沿いの斜面樹林などでは、クヌギ、コナラなどを中心とした落葉広葉樹林(二次林)が見られ、多くの生きものの生息・生育環境となっています。また、川名清水、石川丸山、遠藤笹窪などの谷戸は、低地部(谷底)を湿地・細流などを活かして水田に、斜面を雑木林(薪炭や堆肥の供給用)として利用し、里地里山として維持管理されてきました。</u> 鵜沼など、南部の砂丘地形の平地は、明治時代以降、別荘地や保養所として発展し、建物のまわりに防風用として植栽されたクロマツが、<u>海の景観と調和し、湘南の象徴のようになって</u>景観を引き立てています。<u>また、辻堂海岸のクロマツ植林は、砂丘上の明るい海岸林に見られるテリハノイバラなどの生育地となっています。</u> 旧東海道や大山街道などの街道沿いには古い社寺が多くみられ、社寺林は主に地域の潜在自然植生である常緑樹林であることが多く、地域本来の自然を今に伝えています。 このように本市の緑は、<u>特長</u>ある地形や<u>気候、風土とともに</u>育まれた緑であり、<u>これらの要素とは切り離しては考えられないものであるといえます。</u>	変更
2	2	1	(1)	④	広域的ネットワークづくりの推進	102	みどり保全課	④水と緑のネットワークづくりの推進 首都圏における、まとまりのある自然環境の保全及び水と緑のネットワークの形成を推進することを目的として、平成16年3月に「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」(自然環境の総点検等に関する協議会)がとりまとめられました。本市では西北部地域の一部が「保全すべき自然環境」として、海岸線や引地川下流部が「水と緑の重点形成軸」として位置づけられていました。 神奈川県では、みどりの施策の体系的な推進を図るため、平成18年3月に「神奈川みどり計画」を策定し、水と緑のネットワークづくりを進めてきました。 また、引き続き本計画を包括的に継承する「かながわ生物多様性計画」を平成28年3月に策定し、令和6年3月には「かながわ生物多様性計画2024-2030」として改定されました。本計画において、本市は都市・近郊エリア等に位置づけられています。 この広域的な観点から見た本市の位置づけを踏まえ、広域的な都市環境、自然環境のネットワークの一部を形成しているということを認識し、施策を推進します。本市は周囲を7つの自治体と接しており、市域を越えて河川や緑地などが連続しています。これらの保全や維持・管理について、関係各市町と連携を行うなど、広域的な見地からも緑地の保全や緑化の推進を図ります。	④広域的ネットワークづくりの推進 「かながわ生物多様性計画2024－2030」は「神奈川みどり計画(2006年(平成18年)3月)」を包括的に継承し、県における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として、令和6年3月に改定されました。本計画では、自然のもたらす恵みを次の世代に着実に引き継いでいくため、ネイチャーポジティブに向けて、県として「地域の特性に応じた生物多様性の保全」と「生物多様性の理解と保全行動の促進」という2つの目標を掲げ、生物多様性の保全を推進していくとされています。また、当該計画では、生態系に着目した県土のエリア区分を示しており、本市は「都市・近郊エリア」と「河川・湖沼及び沿岸エリア」に位置しています。 <u>本市は3つの流域を有するとともに、7つの自治体と接していますが、緑・生物多様性の保全・活用は、隣接市町と共通の課題であることから、隣接市町とのつながりを意識した上で、広域的な見地からの取組を推進・促進します。</u>	タイトル及び中身変更
2	2	1	(2)	⑥	斜面緑地の保全	106	みどり保全課	⑥斜面緑地の保全 市内に残る良好な斜面緑地の保全方策の1つとして、「都市緑地法」に基づく「特別緑地保全地区※」があります。 特別緑地保全地区内では、緑地を保全するため、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採など、通常管理行為以外の行為は厳しく制限されています。 次の4地区、約55.8 haを特別緑地保全地区として指定しています。		削除

昨年度からの主な変更箇所一覧

部	章	節	項	目	タイトル	R7年版 ページ	担当課名	R6文章	R7文章	備考
2	2	1	(2)	⑦	三大谷戸の永続的な保全	108	みどり保全課	⑦三大谷戸の自然景観の保全 本市の三大谷戸は「藤沢市緑の基本計画」における「緑の保全拠点」、「藤沢市都市マスタープラン」における「みどりの景観拠点」に位置づけられており、緑地保全施策において優先かつ重点的な施策として、様々な制度を活用しつつ、具体的な施策を展開しています。また、市民団体と連携した保全に努めています。	⑥三大谷戸の永続的な保全 本市の自然的特性を表す谷戸は、自然環境や谷戸全体を利用しながら育まれた文化や土地利用の調和などを次世代に引き継ぐための永続的な保全が求められています。 特に川名清水谷戸、石川丸山谷戸、遠藤笹窪谷(谷戸)の「三大谷戸」については、「藤沢市緑の基本計画」で「みどりの保全拠点」に位置づけるとともに、「藤沢市生物多様性地域戦略」では、「生物多様性の保全拠点」などに位置づけています。 「自然環境実態調査」においても、貴重な生きものの生息・生育が確認されており、谷戸全体の適切な保全が必要となります。	タイトル及び内容変更
2	2	2	(1)	③	砂浜植生の保全	112	みどり保全課	③海岸部ビオトープ拠点の保全 本市南部の低地は元来、砂丘とその後背湿地を基盤とする地域です。現在は多くの土地が宅地や耕地により構成されていますが、海側の最前部は飛砂や潮風の影響が強く、その環境に適応した植物による特有な植生が残されています。 辻堂海岸周辺は、本市の自然環境において、地形的、立地環境的、景観的に固有性の高い地域です。コウボウムギ、ハマゴウなどの砂浜植生がみられ、相模湾に面した大磯町付近から逗子市にかけての砂浜海岸に断続的に分布する砂浜草原の一部を成しており、神奈川県下で最も規模の大きい砂浜植生がみられます。 神奈川県などと協力し、これら海岸部ビオトープ拠点の保全を図っています。	③砂浜植生の保全 本市南部の低地は元来、砂丘とその後背湿地を基盤とする地域です。現在は多くが耕地や宅地に利用されています。しかし、海側の最前部は飛砂や潮風の影響が強く、砂浜が残されており、その環境に適応した特有な植生が残されています。 辻堂海岸には、コウボウムギ、ハマニガナ、ハマゴウなどの海浜植生がみられ、相模湾に面した大磯町付近から逗子市にかけての砂浜海岸に断続的に分布する砂浜草原の一部をなしています。特に、辻堂海岸は波打際から砂防林までの距離が長く、砂浜植生の立地が幅広く存在しており、神奈川県下で最も規模の大きい砂浜植生がみられます。 砂浜草原の背後のクロマツ林は、飛砂防風林として植栽された人工林ですが、林内にはテリハノイバラなど特徴的な植物の生育がみられるとともに、海岸景観を特徴づけています。辻堂海岸周辺は、本市の自然環境において、地形的、立地環境的、景観的に固有性の高い地域です。	タイトル及び内容変更
2	2	2	(1)	⑤	「藤沢市生物多様性地域戦略」における取組	112~113	みどり保全課	本市は、江の島や鵜沼海岸などの海浜環境に恵まれるとともに、引地川や境川沿いの斜面緑地及び川名清水谷戸・石川丸山谷戸・遠藤笹窪谷(谷戸)など多様で良好な自然が存在していますが、都市化の進展に伴い、自然環境が年々減少傾向にあります。 「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市緑の基本計画」・「同実施計画」等の主要な計画等においては、本市の将来を見据え、海、河川、斜面緑地、農地及び公園等を中心とした骨格的な自然空間の保全や創出、そのネットワークの形成を図ることとしています。 また、「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」は、平成10年度から平成13年度にかけて、全市域を対象に実施した「藤沢市自然環境実態調査」の成果を活用し、現存する良好なビオトープ環境の保全と再生・創出の推進を図ることを目的に、平成19年5月に策定しました。その後、本計画は平成30年6月に策定した「藤沢市生物多様性地域戦略」に引き継がれ、現在は同戦略の施策の1つとして取り組んでいます。 「藤沢市生物多様性地域戦略」では、生物多様性の重要性が十分に認識されていないという実態を最大の危機と捉え、まずは「啓発」することによって人々の関心・認識を高めていくことを目指し、本戦略の重点プログラムに「生物多様性センター機能の構築による連携やつながりの創出」を位置づけました。 令和3年4月に策定した「藤沢市生物多様性実行プラン(第1期計画)」では、長久保公園に「生物多様性センター」を、市内三大谷戸周辺に「生物多様性サテライトセンター」を配置することを示していました。令和4年7月に三大谷戸の1つ、遠藤笹窪谷に遠藤笹窪谷公園が開園したことを受け、令和5年度より長久保公園と遠藤笹窪谷公園の2公園にそれぞれ「生物多様性センター」及び「同サテライトセンター」としての機能を付加し、生物多様性ネットワークの構築及び普及啓発の活性化に向けた取組を開始しました。	「生物多様性地域戦略」は、平成20年に施行された「生物多様性基本法」に基づき、地方公共団体が策定する「生物多様性の『保全』及び『持続可能な利用』に関する基本的な計画」です。 本市では、平成30年6月に「藤沢市生物多様性地域戦略」を策定し、令和8年3月に改定しました。 本戦略では、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現をめざすため、本市における生物多様性の『保全』及び『持続可能な利用』に関する施策を推進することを目的としています。 『保全』については、ネイチャーポジティブをめざすという国際的な潮流を踏まえ、生物多様性の損失を食い止め、反転させるという姿勢が必要です。自然環境実態調査で明らかになった主に人間活動を要因とする4つの危機を最小化し、間接的な影響を及ぼす社会問題にも対処することが求められています。さらに、人々の価値観や行動を保全につながるスタイルに転換させる「生物多様性の主流化」や「行動変容」を促します。 『持続可能な利用』については、これまで『暮らし』の中に生物多様性をテーマに「普及啓発」を進めるとともに、「経済」の視点と「マルチパートナーシップ」を意識して、取組を進めてきました。今後は、国家戦略で掲げられた視点も踏まえ、生物多様性と『つながり』を意識したライフスタイル・ビジネススタイルへの「行動変容」を進め、「経済」にとっても欠かせないものとして「全員参加で進める『暮らし』の中に生物多様性」をテーマに取組を進めていきます。 令和5年度より長久保公園と遠藤笹窪谷公園の2公園にそれぞれ「生物多様性センター」及び「同サテライトセンター」としての機能を付加し、生物多様性ネットワークの構築及び普及啓発の活性化に向けた取組を開始しました。	変更
2	2	2	(1)	⑦	自然環境実態調査の活用	114	みどり保全課	⑦自然環境実態調査の活用 「藤沢市自然環境実態調査」を実施し(詳細は113-114ページ「⑥ 自然環境実態調査の実施」)、その結果に基づき、自然環境の保全を図っています。		削除
2	2	2	(1)	⑩	広域的な連携を図った自然環境の次世代への継承	115	みどり保全課	「藤沢市生物多様性地域戦略」に基づく施策などにより、貴重な自然環境を次世代に継承していきます。	河川や緑地などの自然環境は市域を越えてつながっています。本市は3つの流域を有するとともに、7つの自治体と接していますが、緑の保全・活用は、隣接市町と共通の課題であることから、隣接市町とのつながりを意識した上で、広域的な見地からの取組を推進・促進します。	変更

昨年度からの主な変更箇所一覧

部	章	節	項	目	タイトル	R7年版 ページ	担当課名	R6文章	R7文章	備考
2	2	2	(2)	③	自然観察会、緑化講習会の開催	117	みどり保全課	身近な自然の大切さや生きものの保全に対する普及啓発を図るため、本市が主催して自然生態専門員が実施する初心者向けの自然観察会を実施しています。令和6年度は環境部門と連携した湘南エコウェーブ事業として、「みどりの保全セミナー～発見！里山里川探検隊～」を実施しました。 このほか、指定管理者と連携し、遠藤笹窪谷公園や長久保公園都市緑化植物園において、自然観察会、緑化講習会などを定期的に開催しています。	<u>生物多様性やみどりに関</u> する普及啓発を図るため、指定管理者と連携し、遠藤笹窪谷公園や長久保公園（都市緑化植物園）において、自然観察会、緑化講習会などを定期的に開催しています。 <u>また、生涯学習事業と連携した稲荷の森（ふるさとの森）における自然観察会では、本市の自然生態専門員が講師として、初心者向けの自然観察会や森づくり体験を実施しています。</u>	変更
2	2	2	(2)	④	自然環境に関する情報発信・普及啓発	118	みどり保全課	④自然景観に関する情報提供、啓発 藤沢の自然観察ガイド等により、地域の自然景観の情報を提供するとともに、自然観察会の開催などにより普及啓発を行っています。	④自然環境に関する情報発信・普及啓発 「 <u>藤沢市生物多様性地域戦略</u> 」や「 <u>自然環境実態調査 調査結果の概要</u> 」、「 <u>藤沢の自然観察ガイド</u> 」、 <u>各種展示会などを通じて、本市の自然環境に関する情報発信を行う</u> とともに、自然観察会の開催などにより普及啓発を <u>図</u> っています。。	タイトル及び内容変更
2	2	2	(2)	-	樹林地・里山・谷戸の保全に係る啓発	118	みどり保全課	⑤樹林地・里山・谷戸の保全に係る啓発 「藤沢市生物多様性地域戦略」に示した「保全型ビオトープ核エリア」である樹林地・里山・谷戸の保全に努めるとともに、保全に伴う活動に対する市民の理解を深めるための見学会や観察会、市民センターの連携した普及啓発事業を、稲荷の森（ふるさとの森）周辺や裏門公園で実施しています。		削除
2	2	2	(2)	⑤	『ふじさわ教育』での情報発信	118	教育指導課（教育文化センター）	藤沢市教育文化センターでは、市内教職員向け情報誌『ふじさわ教育』（年1回発行）やホームページ等を通じて、市内の自然について情報発信を行っています。 『ふじさわ教育』（189号）では、カラー4ページで藤沢の自然について情報発信しました。「藤沢自然だより」には、「藤沢・ここで見られない動植物」という題で「第3回・藤沢市自然環境実態調査 実施」や「特筆すべき調査江の島・今田遊水地」について情報を掲載しました。	藤沢市教育文化センターでは、市内教職員向け情報誌『ふじさわ教育』（年1回発行）やホームページ等を通じて、市内の自然について情報発信を行っています。 『ふじさわ教育』（ <u>190号</u> ）では、藤沢の自然について情報発信しました。「藤沢自然だより」には、「 <u>ネイチャーポジティブとカーボンニュートラルの並立</u> 」という題で「 <u>藤沢の自然をめぐる新事情</u> 」について、また、「藤沢の自然」には、 <u>大庭城址と引地台親水公園と絵嶋縁起と江の島の隆起地形について情報を掲載しました。</u>	変更
2	2	3	(1)	①	藤沢市緑の基本計画	120	みどり保全課	① 緑の基本計画 ア 緑の基本計画とは 「都市緑地法」に基づき、市町村が主体的に独自性、創意工夫を発揮して緑地の保全から公園緑地の整備、その他の公共施設や民有地の緑化の推進まで、そのまちの緑全般について、将来あるべき姿とそれを実現するための施策を明らかにしたものです。 イ 緑の将来像 多様な自然の緑、生活や産業とともに新たに生み出され育まれる緑、災害時の避難場所や防災、レクリエーションの場となる緑など、それぞれの緑の特徴を活かし、変化に富んだ多彩な輝きを放つ、魅力あふれる都市の姿「湘南のみどりと共にくらすまち・ふじさわ」を緑の将来像として掲げています。	① <u>藤沢市</u> 緑の基本計画 ア 緑の基本計画とは 「都市緑地法」に基づき <u>策定するもので、都市における緑の保全及び緑化の推進に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための「緑とオープンスペースに関する総合的な計画」です。</u> <u>本市では、平成12年3月に「藤沢市緑の基本計画」を策定、平成23年7月、令和8年3月に改定を行いました。</u> <u>また、本市では、緑の基本計画の施策をより具体化するとともに、市域全体の計画との整合を図りながら、施策の実現に向けて、市条例に基づき、「藤沢市緑の実施計画」を策定することとしています。現在、第4期計画（令和6～8年度）において、各種施策を展開しています。</u> イ 緑の将来像 <u>本市は、引地川、境川などに代表される河川や相模野台地・片瀬丘陵・高座丘陵の縁辺部や河川沿いに残る特別緑地保全地区等の斜面樹林、田畑、里地里山環境が残る三大谷戸、そして、湘南らしさを象徴する江の島や湘南海岸砂防林など、多様な緑で構成されています。</u> <u>これらの多様な緑に加え、生活や産業とともに新たに生み出し、育まれるみどり、人々の生活に身近な都市公園など、それぞれのみどりの特長を活かし、変化に富んだ多彩な輝きを放つ、魅力あふれる都市の姿として、「湘南のみどりと共にくらすまち・ふじさわ」をみどりの将来像に掲げています。</u>	変更

昨年度からの主な変更箇所一覧

部	章	節	項	目	タイトル	R7年版 ページ	担当課名	R6文章	R7文章	備考
2	2	3	(1)	①	藤沢市緑 の基本計 画	120	みどり保全 課	ウ 基本方針 基本理念である、「保全、創造、連携、普及、共生」の5つの観点をふまえ、緑の将来像を実現するための基本方針を設定しています。 (ア)緑をまもる…保全 斜面緑地や農地など先人から受け継いできた貴重な緑を保全し、生態系の観点を重視した中で、多様な生きものが生息・生育する空間として恒久的な確保に努め、これを次世代へ継承します。また、行政だけでなく、市民も参画して、公園緑地の良好な維持管理を推進します。 (イ)緑をふやす…創造 公園や緑地、道路や河川などの整備・緑化を図るとともに、学校などの公共施設についても緑化を推進します。 湧水地や斜面林などは生きものの生息・生育拠点として機能するよう自然的な環境整備を図ります。 それぞれの地域性を高める、特色を活かした緑化をめざします。 (ウ)緑をつなぐ…連携 緑の骨格である河川を中心に、都市公園や緑地、道路の植樹帯などによって緑の拠点を結び、身近な緑から中心となる緑へ誰もが自由に移動でき、多様な活動ができるように、市域における緑のネットワーク化を進めます。さらに、市内だけではなく、隣接する市町との広域ネットワーク化を図ります。 鳥や小動物の移動空間としてのビオトープネットワークについては、河川を軸に、谷戸や周辺の湿地帯、湧水地や樹林地などを保全・活用し配置計画の中で体系づけます。 (エ)緑をひろめる…普及 緑をまもり、ふやすためには市民が主体となった活動が不可欠です。行政の施策だけでなく企業や事業所などと一体となった緑化活動が求められており、各種催しなどを通じて、緑に対する啓発や緑化推進団体の発足を促すとともに、既存の緑化推進団体の活性化・協働にも力を注ぎ、緑の情報の共有に努めます。 (オ)緑とくらす…共生 人々の生活に快適さや潤いをもたらす、生活に密着した緑の普及に努めます。 また、身近な街並みを形成する住宅地の緑化を促します。 環境学習で身近な緑への認識を深めることができるように、緑の情報の収集・共有に努めます。	ウ 基本方針 <u>緑の将来像を実現するため、5つの基本理念(みどりをまもる・ふやす・つなぐ・ひろめる・くらす)を踏まえた17の基本方針を設定しています。</u> <u>この基本方針に沿った取組により、緑の質を高めていきます。</u>	変更
2	2	3	(1)	①	藤沢市緑 の基本計 画	120~121	みどり保全 課	エ 目標水準 計画では、将来達成すべき最終的な目標(最終目標)を設定し、段階的な目標として中間年次(令和2年、令和12年)を設けています。また、藤沢都市計画区域(藤沢市全域6,956 ha)を計画の対象区域としています。 (ア)緑地の確保目標 最終目標は、計画対象区域(藤沢市全域)の概ね30%を目標とします。 令和2年□・27% 令和12年…29% 令和6年度末において、約24.6%となっています。今ある緑を大切にしつつ、目にうつる緑の量を増やすとともに、緑の多面的な機能(防災・景観・環境保全・レクリエーション)を捉えた上で良好な緑地を増やしていくように努めます。 (イ)都市公園等の施設として整備すべき緑地の指標 緑地の確保目標をもとに、直接市民が利用したり感じたりすることができる都市公園などの施設を整備する目安として、一人当たりの面積比率を指標とし、最終目標は20 m2／人とします。 令和2年□・14 m2／人 令和12年…17 m2／人 この「緑の基本計画」をより具体的なものとするため、平成26年度に「緑の実施計画(第1期計画)」を策定し、令和6年度からは第4期計画に基づき事業の進捗を図っています。	エ 目標水準 <u>みどりあふれる質の高い都市の構築やみどりの将来像の実現とともに、カーボンニュートラルやネイチャーポジティブの実現をめざすため、次の目標を定めています。</u> <u>目標年次は、令和32年とし、令和17年を中間年次とするほか、将来達成すべき最終的な目標(最終目標)を設定しています。</u> (ア)緑被率に関する目標 <u>緑被は、市民一人ひとりの心がけによって守り、増やすことができる緑であることから、これに着目し、緑地保全や緑化を推進するものです。</u> <u><緑被率の目標値></u> <u>・基準年次(令和7年):約32.3% ⇒ 目標年次(令和32年):現状維持</u> (イ)緑地率に関する目標 <u>一定の担保性が確保されている緑地を対象とし、引き続き、緑の担保性を高めていく取組を推進するものです。</u> <u><緑地率の目標値></u> <u>・基準年次(令和7年):約24.6% ⇒ 目標年次(令和32年):約25.6%</u> (ウ)市民1人当たりの都市公園面積に関する目標 <u>身近な公園への未到達区域の解消など、引き続き、都市公園の整備を進めるものです。</u> <u><市民1人当たりの都市公園面積の目標値></u> <u>・基準年次(令和7年):約5.4㎡／人 ⇒ 目標年次(令和32年):約6.4㎡／人</u> (エ)緑の質の確保に関する目標 <u>市民が「まちと自然環境との調和」といった質の高い緑を感じられるよう、各種取組を推進するものです。</u> <u><「まちと自然環境との調和」の実現度></u> <u>・基準年次(令和7年):約79% ⇒ 毎年度:82%以上</u> (オ)ネイチャーポジティブに関する目標 <u>担い手の世代更新や新たな担い手を確保し、活動の継続性を確保することで、生物多様性の持続可能な利用を促進するものです。</u> <u><緑地保全活動への参加人数></u> <u>・基準年次(令和7年):約4,700人 ⇒ 毎年度:約5,000人</u>	変更

昨年度からの主な変更箇所一覧

部	章	節	項	目	タイトル	R7年版 ページ	担当課名	R6文章	R7文章	備考
2	2	3	(1)	⑦	市民団体等との連携による緑化の推進	125	みどり保全課	エ 長久保公園(長久保公園都市緑化植物園) 住民の緑化意識の高揚、植栽意識の普及を図り、都市緑化の推進に資することを目的とした長久保公園都市緑化植物園は、「みどりの相談所」をはじめ、花のプロムナード・迷路を兼ねた65種類の樹木を配した生垣見本園・溪流広場・樹木見本園・芝生広場・スイレンの池・花菖蒲の池及び駐車場などの施設を有し、植物に関する相談への対応や市民団体等による植物の展示会や講習会等も行っています。 令和5年度から「生物多様性センター」としての機能を付加し、生物多様性ネットワークの構築及び普及啓発の活性化に向けた取組を開始しました。	エ 長久保公園(都市緑化植物園) <u>長久保公園は、昭和50年にその前身である、みどり普及センターとして開設し、その後、平成元年に都市公園法に基づく地区公園として開園するとともに、都市緑化の推進拠点(都市緑化植物園)として、みどりの普及啓発をはじめ、数多くの取組を実施してきました。</u> <u>また、令和5年度からは、生物多様性センターの機能を付加し、生物多様性に関する「情報集約・発信・展示・研修・学習・交流など」の取組を推進しています。</u> <u>本公園は、都市緑化植物園としての機能を併せ持つことから、芝生広場や駐車場等のほか、「みどりの相談所(温室、みどりの相談コーナー、展示ホール、研修室、図書室、事務室、トイレ)」等とともに「樹木見本園」、「生垣見本園」、「ハーブ園」等、一般的な公園では見られない多くの施設があります。さらに、「生物多様性センター」として、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進するための展示・講習会等を実施するとともに、ボランティア等との協働による様々な取組を行っています。</u>	変更
2	2	4	(1)	③	「エコファーマー」の活動支援	131	農業水産課	③ 「エコファーマー」の活動支援 化学肥料・農薬の利用を削減し堆肥等を利用する「エコファーマー」の活動を支援し、環境保全型農業や地域循環型農業の推進を図ります。 令和6年度、市内在住の神奈川県認定のエコファーマーは118人にのぼり、水田保全事業等を通じて水稻生産に伴う生産資材等の経費に対する奨励金の交付を行っています。また、エコファーマーの申請手続きについて、生産者の支援を行っています。		削除
2	3	1	(1)	⑥	廃食油のリサイクル	138	環境事業センター	学校給食や各家庭から回収した使用済み廃食油を持続可能なバイオディーゼル燃料(BDF)や航空燃料(SAF)等としてリサイクルしています。令和6年度の廃食油の収集量は154トンです。	学校給食や各家庭から回収した使用済み廃食油を持続可能なバイオディーゼル燃料(BDF)や航空燃料(SAF)等としてリサイクルしています。 <u>また、令和8年1月に、積極的な資源循環の取組についての発信及び資源循環の見える化を実現するため、民間事業者と「廃食用油の資源化促進に係る連携及び協力に関する協定」を締結し、「Fry to Fly Project II」に参加しています。令和7年度の廃食油の搬出量137トンです。</u>	変更
2	3	1	(3)	②	ごみ減量推進店制度	143	環境事業センター	市民、販売店、行政が一体となって、「ごみを売らない、買わない、出さない」運動を展開するため、これらを実践している販売店を「ごみ減量推進店」として認定することでプラスチックごみ等の削減に向けた取組を行っています。「ごみ減量推進店」とは(1)商品の包装簡素化、(2)再資源化、(3)買い物袋持参の奨励等、ごみ減量・資源化に積極的に取り組んでいる店舗のことです。推進店には認定書を交付するとともに、『ごみNEWS』、「ふじさわエコ日和」等で公表し、店頭に本市が定めたシンボルマークを掲示しています。	市民、販売店、行政が一体となって、「ごみを売らない、買わない、出さない」運動を展開するため、これらを実践している販売店を「ごみ減量推進店」として認定することでプラスチックごみ等の削減に向けた取組を行って <u>きました。しかしながら、制度発足当初とは異なり、ごみの減量や分別は社会全体として取り組むべき課題であると既に一般社会に浸透していることから、本制度の役割は果たされたとして、令和8年3月末日をもって廃止することに決定しました。</u>	変更
2	3	2	(1)	③	中間処理(イ 破碎処理施設)	147	環境施設課(石名坂環境事業所)	また、可燃性大型ごみについては、石名坂環境事業所の可燃性大型ごみ破碎施設(25 t/5 h)で裁断後焼却処理をしています。	<u>また、通常、可燃性大型ごみについては、石名坂環境事業所の可燃性大型ごみ破碎施設(25 t/5 h)で裁断後焼却処理をしています。現在、整備中のため、リサイクルプラザ藤沢で処理をしています。(基幹的整備工事のため令和11年3月末まで中止)</u>	変更
2	3	2	(2)	⑤	紙・デジタル媒体などでの情報提供	153	環境総務課(廃棄物・美化担当)	資源・ごみの排出を円滑にし、ごみの減量化・資源化を推進するため、平成27年度版からは区域別(全10ブロック)「収集日程カレンダー」に「あんしんみまもりカード」や健康情報を入れるなど内容を充実し、発行しました。 また、『ごみNEWS』(No.27)は、食品ロス削減の取組、きれいで住みよい環境づくり条例、海岸清掃体験、マイボトルの使用推奨、エコライフ通信、災害時のごみ処理などを掲載した8ページの冊子として発行しました。	資源・ごみの排出を円滑にし、ごみの減量化・資源化を推進するため、平成27年度版からは区域別(全10ブロック)「収集日程カレンダー」に「あんしんみまもりカード」や健康情報を入れるなど内容を充実し、発行しました。 また、『ごみNEWS』(No.28)は、 <u>リチウムイオン電池などの分別収集、藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例、災害時のごみの出し方ハンドブック、ふじさわエコライフ通信、食品ロスなどについて</u> 掲載した8ページの冊子として発行しました。	変更
2	4	1	(1)	①	教育文化センターにおける環境教育のための事業	158	教育指導課(教育文化センター)	学校教育現場における環境教育の実践のため、研修講座の実施や授業支援を行っています。 令和6年度は、新江ノ島水族館にて「新江ノ島水族館20周年と江の島の生きもの」をテーマに研修を実施しました。講義の中では、近代的水族館第1号として1954年にオープンした時の苦労や、モースとの関わりなどについてお話がありました。体験プログラムでは、「湘南体験ゾーン」で藤沢メダカ、波の実験装置などの展示を見学したり、イトマキヒトデ、マナマコ、ミズクラゲを実際に触ったり観察したりしながら、生態についてのお話を伺うことができ、充実した研修となりました。	学校教育現場における環境教育の実践のため、研修講座の実施や授業支援を行っています。 <u>令和7年度は、新江ノ島水族館にて「江の島の自然～相模湾での海獣類フィールド調査と環境を考える～」をテーマに研修を実施しました。講義の中では、<u>鯨類のフィールド調査の内容や、相模湾で35種類もの鯨類が見られること</u>などについてお話がありました。体験プログラムでは、<u>砂に埋もれたマイクロプラスチックを探す活動を実際に行うことを通して、ビーチクリーンは、排出されたプラスチックを海に出さないための最後の機会であることを学びました。</u></u>	変更

昨年度からの主な変更箇所一覧

部	章	節	項	目	タイトル	R7年版 ページ	担当課名	R6文章	R7文章	備考
2	4	1	(1)	⑰	ごみ処理施設などの見学	166	環境施設課 (北部環境事業所)	イ 石名坂環境事業所の施設見学 令和6年度から施設整備を開始したため、施設見学は全て北部環境事業所で行っています。 令和5年度までは小学4年生の社会科学習を中心に施設見学を行っていました。	イ 石名坂環境事業所の施設見学 <u>現在施設見学は、北部環境事業所(リサイクルプラザ藤沢)で行っています。石名坂環境事業所では、令和5年度まで小学4年生の社会科学習を中心に施設見学を行っていました。</u>	変更
2	4	2	(2)	⑨	衛生害虫等の駆除	175	環境保全課	ウ スズメバチ スズメバチからの危害を防止するため、専門業者に委託して巣の撤去を行いました(令和6年度をもって本事業は終了しました)。		削除
2	5	0	(2)	②	【参考】温室効果ガス排出量の推移	178	ゼロカーボン推進課	2022年度(令和4年度)の温室効果ガス排出量は2,409千t-CO2であり、2013年度(平成25年度)比で398千t-CO2(14.2%)減少、2021年度(令和3年度)比で64千t-CO2(2.7%)増加しています。 温室効果ガス排出量は基準年度から減少していますが、2020年度(令和2年度)から2022年度(令和4年度)にかけて増加しています。 2021年度(令和3年度)から2022年度(令和4年度)にかけて産業部門、家庭部門及び運輸部門は増加、業務その他部門は減少しています。廃棄物部門は、年度によって変動はありますが、基準年度と比較して温室効果ガス排出量が増加しています。	<u>令和5年度の温室効果ガス排出量は2,176千t-CO2であり、平成25年度比で630千t-CO2(22.5%)減少、令和4年度比で231千t-CO2(9.6%)減少しています。温室効果ガス排出量は令和3年度から令和4年度にかけて増加、令和5年度は減少しています。産業部門及び家庭部門は、令和4年度から令和5年度にかけて大きく減少していますが、業務その他部門は、令和4年度から令和5年度にかけて増加しています。運輸部門は、令和4年度から令和5年度にかけてほぼ増減はありません。廃棄物部門は、基準年度と比較して温室効果ガス排出量が増加したことに加え、環境省の温暖化係数の変更による算定上の増加もありました。</u>	変更
2	5	0	(2)	③	【参考】部門別温室効果ガス排出量の増減要因分析	180	ゼロカーボン推進課	ア 産業部門 産業部門の2022年度(令和4年度)の二酸化炭素排出量は870千t-CO2となり、2013年度(平成25年度)比で73千t-CO2(7.7%)減少、2021年度(令和3年度)比で34千t-CO2(4.0%)増加しています。業種別の増減は、2013年度(平成25年度)比で、製造業では7.7%減少、建設業では3.7%減少、農林水産業では13.5%減少しています。 製造業におけるエネルギー使用量の増減は、2013年度(平成25年度)比で、石炭では5.6%減少、軽質油製品では16.0%増加、重質油製品では9.1%増加、石油ガスでは8.8%増加、天然ガス・都市ガスでは20.7%増加、電気では0.4%減少、熱では93.7%増加しています。 産業部門における神奈川県内の炭素排出量は減少しましたが、本市の製造品出荷額等は増加しており、神奈川県内の製造品出荷額に対する本市の割合が増えたことから、排出量は増加しました。 本市における産業部門は製造業が9割を占めており、製造業は神奈川県でも好調であったことから強く影響を受けたと考えられます。特に本市では機械製造業が好調であり、市内の製造品出荷額が増加したことが主な要因と考えられます。す。	ア 産業部門 産業部門の <u>令和5年度の</u> 二酸化炭素排出量は <u>691千t-CO2</u> となり、平成25年度比で <u>252千t-CO2</u> (26.8%)減少、 <u>令和4年度</u> 比で <u>180千t-CO2</u> (20.6%)減少しています。業種別の増減は、平成25年度比で、製造業では <u>27.7%</u> 減少、建設業では8.5%減少、農林水産業では <u>10.4%増加</u> しています。 製造業におけるエネルギー使用量の増減は、平成25年度比で、石炭では <u>66.4%</u> 減少、軽質油製品では <u>16.3%</u> 増加、重質油製品では <u>10.0%減少</u> 、石油ガスでは <u>0.8%減少</u> 、天然ガス・都市ガスでは <u>22.4%</u> 増加、電気では <u>3.2%</u> 減少、熱では <u>11.0%</u> 増加しています。 <u>製造業におけるエネルギー使用量は前年度と比較して軽質油製品及び都市ガス・天然ガスを除き減少しており、特に石炭及び石炭製品によるエネルギー使用量が大きく減少しています。</u>	変更
2	5	0	(2)	③	【参考】部門別温室効果ガス排出量の増減要因分析	181	ゼロカーボン推進課	イ 業務その他部門 業務その他部門の2022年度(令和4年度)の二酸化炭素排出量は610千t-CO2となり、2013年度(平成25年度)比で225千t-CO2(26.9%)減少、2021年度(令和3年度)比で8千t-CO2(1.3%)減少しています。 業務その他部門におけるエネルギー使用量の増減は、2013年度(平成25年度)比で、石炭では77.0%減少、軽質油製品では11.0%減少、重質油製品では38.1%減少、石油ガスでは41.6%減少、天然ガス・都市ガスでは16.8%減少、電気では8.5%減少、熱では2.7%増加しています。また、電気の二酸化炭素排出係数は、2013年度(平成25年度)比で13.9%低減しています。 業務その他部門では、ガソリン・LPガス、天然ガス・都市ガス、電気の使用量が前年度より減少したことから、神奈川県内の炭素排出量が減少しました。 業務その他部門における活動量である事業所等の延床面積は、神奈川県、本市ともに増加しましたが、神奈川県内の延床面積に対する本市の割合が減ったことが減少の要因にもなりました。	イ 業務その他部門 業務その他部門の <u>令和5年度の</u> 二酸化炭素排出量は <u>616千t-CO2</u> となり、平成25年度比で <u>219千t-CO2(26.2%)</u> 減少、 <u>令和4年度</u> 比で <u>6千t-CO2(1.0%)</u> 増加しています。 業務その他部門におけるエネルギー使用量の増減は、平成25年度比で、石炭では <u>90.5%</u> 減少、軽質油製品では <u>8.9%</u> 減少、重質油製品では <u>52.3%減少</u> 、石油ガスでは <u>47.3%</u> 減少、天然ガス・都市ガスでは <u>15.9%</u> 減少、電気では <u>8.3%減少</u> 、熱では <u>2.5%減少</u> しています。また、電気の二酸化炭素排出係数は、平成25年度比で <u>10.5%</u> 低減しています。 <u>業務その他部門における延床面積は、神奈川県全体、藤沢市ともに増加しています。エネルギー種別にみると、軽質油製品、天然ガス・都市ガス、電気の使用量が前年度より増加しています。</u>	変更

昨年度からの主な変更箇所一覧

部	章	節	項	目	タイトル	R7年版 ページ	担当課名	R6文章	R7文章	備考
2	5	0	(2)	③	【参考】部門別温室効果ガス排出量の増減要因分析	182	ゼロカーボン推進課	ウ 家庭部門 家庭部門の2022年度(令和4年度)の二酸化炭素排出量は527千t-CO2となり、2013年度(平成25年度)比で61千t-CO2(10.4%)減少、2021年度(令和3年度)比で17千t-CO2(3.3%)増加しています。 家庭部門におけるエネルギー使用量の増減は、2013年度(平成25年度)比で、軽質油製品では13.0%増加、石油ガスでは13.0%減少、都市ガスでは2.6%増加、電気では3.3%増加となっています。また、エネルギー別の二酸化炭素排出量割合では、電気の使用による排出が70.1%を占めています。電気の二酸化炭素排出係数は、2013年度(平成25年度)比で13.9%低減しています。 神奈川県の家部門における炭素排出量は増加しており、特に電気のエネルギー消費量が増加しています。このため、本市における炭素排出量も増加しました。また、神奈川県内の世帯数に対する本市の割合が増えたことも増加の要因となりました。 令和4年度はアメダスの辻堂観測所で前年度と比較して7～9月の平均気温は1.1℃高く、真夏日の日数も当時最多となるなど、住宅の冷房の使用頻度が増えたこと等により、電気等のエネルギー消費量が増加したことが主な増加要因と考えられます。	ウ 家庭部門 家庭部門の <u>令和5年度</u> の二酸化炭素排出量は <u>479千t-CO2</u> となり、平成25年度比で <u>109千t-CO2(18.6%)減少、令和4年度比で55千t-CO2(10.3%)減少しています。</u> 家庭部門におけるエネルギー使用量の増減は、平成25年度比で、軽質油製品では <u>15.7%減少</u> 、石油ガスでは <u>19.6%減少</u> 、都市ガスでは <u>4.4%減少</u> 、電気では <u>9.2%減少</u> となっています。また、エネルギー別の二酸化炭素排出量割合では、電気の使用による排出が <u>70.5%</u> を占めています。電気の二酸化炭素排出係数は、平成25年度比で <u>10.5%</u> 低減しています。 <u>藤沢市では前年度に引き続き世帯数が増加していますが、エネルギー種別にみると、全てのエネルギーの使用量が前年度より減少しています。</u>	変更
2	5	0	(2)	③	【参考】部門別温室効果ガス排出量の増減要因分析	183	ゼロカーボン推進課	エ 運輸部門 運輸部門の2022年度(令和4年度)の二酸化炭素排出量は356千t-CO2となり、2013年度(平成25年度)比で48千t-CO2(11.9%)減少、2021年度(令和3年度)比で24千t-CO2(7.1%)増加しています。 運輸部門の二酸化炭素排出量は、自動車からの排出が大半を占めており、総合エネルギー統計における運輸部門の全国の炭素排出量が増加しました。また、国の自動車保有台数に対する本市の割合が増えたことも増加の要因となりました。 本市では、自家用車保有率の高いファミリー層の流入が多いことから自動車保有台数が増加したこと、また、令和4年度は新型コロナウイルスへの対策緩和により、強い行動制限がなくなり、移動の需要が増したことから乗用車の使用量が増加したことが主な増加要因と考えられます。	エ 運輸部門 運輸部門の <u>令和5年度</u> の二酸化炭素排出量は <u>344千t-CO2</u> となり、平成25年度比で <u>60千t-CO2(14.8%)減少、令和4年度比で0千t-CO2と増減はありません。</u> 運輸部門の二酸化炭素排出量は、自動車からの排出がほとんどを占めています。 <u>平成25年度比で、藤沢市におけるバスの保有台数は減少していますが、乗用車、貨物自動車の保有台数は増加しています。</u> <u>藤沢市では前年度に引き続き乗用車、貨物自動車の保有台数が増加していますが、バスの保有台数は減少しています。</u>	変更
2	5	0	(2)	③	【参考】部門別温室効果ガス排出量の増減要因分析	184	ゼロカーボン推進課	オ 廃棄物部門 廃棄物部門の2022年度(令和4年度)の温室効果ガス排出量は45千t-CO2となり、2013年度(平成25年度)比で10千t-CO2(26.8%)増加、2021年度(令和3年度)比で3千t-CO2(5.5%)減少しています。 廃棄物部門における温室効果ガスは、一般廃棄物焼却により生じる非エネルギー起源の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素や、排水処理により生じるメタン、一酸化二窒素があります。 廃棄物部門の温室効果ガス排出量は、一般廃棄物に含まれるプラスチックの焼却に伴うものが大部分を占めるため、ごみに占めるプラスチック割合の増減に影響を受けます。 一般廃棄物焼却量は、各家庭におけるごみ減量の取組や生ごみ処理機の普及などにより減少傾向を示しており、プラスチックについてリサイクル意識の向上などにより、減少したと考えられます。	オ 廃棄物部門 廃棄物部門の <u>令和5年度</u> の温室効果ガス排出量は <u>46千t-CO2</u> となり、平成25年度比で <u>10千t-CO2(28.2%)増加、令和4年度比で3千t-CO2(5.5%)減少</u> しています。 廃棄物部門における温室効果ガスは、一般廃棄物焼却により生じる非エネルギー起源の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素や、排水処理により生じるメタン、一酸化二窒素があります。 廃棄物部門の温室効果ガス排出量は、一般廃棄物に含まれるプラスチックの焼却に伴うものが大部分を占めるため、ごみに占めるプラスチックの割合の増減に影響を受けます。 <u>なお、地球温暖化係数及び排出係数の変更により、メタンが0.2千t-CO2、一酸化二窒素が3.3千t-CO2増加しました。</u>	変更
2	5	1	(1)	②	ふじさわエコライフ通信の配布	186	ゼロカーボン推進課	<ふじさわエコライフ通信2025年版の内容> 1. お家でエコライフ♪ 2. 『太陽光3点セット』で、地球にもお財布にもやさしいエコライフ♪フ♪	<ふじさわエコライフ通信202 <u>6</u> 年版の内容> <u>1. まずは身近なCO₂排出を減らしてみよう♪</u> <u>2. “ふじさわエコ日和”で情報発信中</u> <u>3. 「太陽光3点セット」で、地球にもお財布にもやさしいエコライフ♪</u> <u>4. ご自宅の消費電力を確認してみませんか？</u>	変更
2	5	1	(1)	④	ゼロカーボン推進週間	187	ゼロカーボン推進課	<令和6年度の実績> 実施事業 ・「湘南エコウェーブ」事業の一環として気候変動講演会の開催(詳細は192ページ) ・ゼロカーボン講演会の開催 ・「藤沢市地球温暖化対策地域協議会」による地球温暖化対策に関する大学生との意見交換会(詳細は190ページ参照) ・パネル展示の実施 ・ゼロカーボン啓発講座の実施	<令和 <u>7</u> 年度の実績> 実施事業 ・ <u>吉野 彰氏(旭化成株式会社名誉フェロー・藤沢市名誉市民)によるゼロカーボン講演会「リチウムイオン電池が拓く未来社会」の開催</u> ・ <u>パネル展示の実施</u>	変更

昨年度からの主な変更箇所一覧

部	章	節	項	目	タイトル	R7年版 ページ	担当課名	R6文章	R7文章	備考
2	5	1	(1)	⑥	エコライフ アドバイザーの派遣	188	ゼロカーボン 推進課	平成26年度から家庭から排出される温室効果ガスの削減を促進するため、地域で開催される省エネ講座等に専門的な講師(エコライフアドバイザー)を派遣して、家庭でできる省エネ活動の広がりを図っています。	平成26年度から家庭から排出される温室効果ガスの削減を促進するため、地域で開催される省エネ講座等に専門的な講師(エコライフアドバイザー)を派遣して、家庭でできる省エネ活動の広がりを図っています。 <u>令和7年度に制度を見直し、エコライフアドバイザーを登録制にしました。</u>	変更
2	5	1	(1)	⑧	事業者の エネルギー 使用量削減の促進	189	ゼロカーボン 推進課	事業者のエネルギー使用量の削減を促進するため、エネルギー削減に資する情報の提供を行っています。令和6年度は、4月～3月の期間、商工会議所の会報誌「みなばーく」に毎月事業者の脱炭素化に資する記事を寄稿しました。また、「藤沢市地球温暖化対策研究会」や本市webサイト等において情報提供を行いました(詳細は191ページ、197-198ページ、226-227ページ)。	事業者のエネルギー使用量の削減を促進するため、エネルギー削減に資する情報の提供を行っています。 <u>令和7年度は、4月～3月の期間、商工会議所の会報誌「みなばーく」に毎月事業者の脱炭素化に資する記事を寄稿しました。また、本市webサイト等において情報提供を行いました(詳細は、第2部 V-2 参照)。</u>	変更
2	5	1	(2)	②	湘南エコ ウェーブ・ プロジェクト	192~193	ゼロカーボン 推進課	※R6年度開催実績の掲載	<u>※R7年度開催実績の掲載</u>	開催実績の更新
2	5	1	(2)	③	総合的な ポイント制度の構築 に向けた 調査・研究	193	企画政策課	③ 総合的なポイント制度の構築に向けた調査・研究 エコポイントを含む他分野にわたる総合的なポイント制度の構築に向け、ポイント制度に関する調査・研究に取り組んでいます。		削除
2	5	1	(3)	⑥	公共施設 における省 エネ設備 の率先導入	194	ゼロカーボン 推進課	照明に係る消費電力及びCO2排出量の削減のため、公共施設にLED照明を導入しています。 令和6年度は、市立小学校、中学校、特別支援学校17校の体育館において、LED照明への更新を行いました。 また、令和6年度に改築工事が完了した鵜南小学校(浜見保育園等併設)にLED照明を導入しました。さらに、「藤沢市道路・公園照明灯LED化ESCO事業」において、10年間の委託を開始しました。	照明に係る消費電力及びCO2排出量の削減のため、公共施設にLED照明を導入しています。 令和7年度は、市立小学校、中学校、特別支援学校17校の体育館において、LED照明への更新を行いました。 <u>また、令和6年度に改築工事が完了した鵜南小学校(浜見保育園等併設)や、令和7年度に新築工事が完了した村岡市民センターにおいても、LED照明のほか、空調設備などに省エネルギー機器を導入しました。</u> <u>令和7年度は、「藤沢市公共施設LED化ESCO事業」のプロポーザルを実施し、ESCO事業によるLED化を推進しています。</u> さらに、「藤沢市道路・公園照明灯LED化ESCO事業」において、10年間の委託を開始しました。	変更
2	5	2	(1)	②	環境配慮 型公共施設 の設計	198	公共建築課	公共施設の新築及び改築工事等においては、再生可能エネルギーの利用を取り入れるよう配慮した設計を行っています。 令和5年1月に新築工事が完了した環境事業センター(石川小学校区児童クラブ併設)では、太陽光発電システム及び蓄電池(10 kW程度)を設けることで、電力供給に加え停電対策も行っています。 また、令和6年度に改築工事が完了した鵜南小学校(浜見保育園等併設)では、屋上に設置した太陽光発電による電力を供給することにより、再生可能エネルギーの有効利用を行っています。	公共施設の新築及び改築工事等においては、再生可能エネルギーの利用を取り入れるよう配慮した設計を行っています。 <u>令和6年度に改築工事が完了した鵜南小学校(浜見保育園等併設)や、令和7年度に新築工事が完了した村岡市民センターにおいても、屋上に設置した太陽光発電による電力を供給することにより、再生可能エネルギーの有効利用を行っています。</u>	変更
2	5	2	(1)	⑧	民間事業者への再生可能エネルギーシステムの導入支援に関する検討及び情報提供	200	ゼロカーボン 推進課	令和4年度から事業者用太陽光発電システムを新たに設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています(詳細196-197ページ)。それに加え、令和6年8月からは、国の重点対策加速化事業に採択された交付金を活用した新たな補助制度にて、事業者に向けた太陽光発電設備等及び高効率設備の導入にかかる設置費用の一部補助を開始しました(詳細199-200ページ)。また、令和6年7月には、藤沢商工会議所、神奈川県産業振興センターと共催にて「カーボンニュートラル補助金活用セミナー」を開催し、事業者用の再生可能エネルギーシステムの導入促進に向けた取組を行いました。	令和4年度から事業者用太陽光発電システムを新たに設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています。それに加え、令和6年8月からは、国の重点対策加速化事業に採択された交付金を活用した新たな補助制度にて、事業者に向けた太陽光発電設備等及び高効率設備の導入にかかる設置費用の一部補助を開始しました(<u>詳細は第2部 V-2 参照</u>)。また、令和8年1月には、「 <u>脱炭素で企業価値向上！中小企業のためのGXセミナー</u> 」を開催し、神奈川県・藤沢市による導入支援策の情報提供に加え、 <u>太陽光発電システムを導入した市内事業者が導入した理由やメリット等を説明しました。</u>	変更
2	5	4	(3)	②	雨水の利 活用の普 及促進	215	ゼロカーボン 推進課	家庭における水資源の循環利用を促進するため、雨水の利活用方法や利点などについて、情報提供を行っています。 令和6年度は、水の日・水の週間にあわせて、打ち水等の雨水の利活用方法や雨水貯留槽の新規設置に係る費用の一部補助等についてパネル展示を行うとともに、江の島シーキャンドルライトアップなどの機会を活用して、広報やホームページなどの媒体で周知を行いました。	家庭における水資源の循環利用を促進するため、雨水の利活用方法や利点などについて、情報提供を行っています。 <u>令和7年度は、水の日・水の週間にあわせて、雨水の利活用方法や雨水貯留槽の新規設置に係る費用の一部補助等についてのパネル展示、図書館での関連図書展示などを行うとともに、江の島シーキャンドルライトアップなどの機会を活用して、広報やホームページなどの媒体で周知を行いました。また、児童クラブを対象として鵜南小学校での打ち水を実施しました。</u>	変更

昨年度からの主な変更箇所一覧

部	章	節	項	目	タイトル	R7年版 ページ	担当課名	R6文章	R7文章	備考
2	5	5	(3)	③	侵略的な外来種に関する普及啓発	219	みどり保全課	③ 侵略的な外来生物の防除と管理 市内の在来種や緑地・水辺環境、人の生活や産業経済活動に大きな負荷を与える生きものを、侵略的な外来生物として、防除と管理方針の作成などを「藤沢市生物多様性地域戦略」の施策の1つに位置づけています。 長久保公園の「生物多様性センター」や、遠藤笹窪谷公園の「生物多様性サテライトセンター」における、各種講座やパネル展示などを通じて、外来生物に関する正しい知識の普及啓発を行いました。	③ 侵略的な外来種に関する普及啓発 外来種とは、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指します。このうち、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを、特に侵略的外来種といいます。 本市では、長久保公園の「生物多様性センター」や、遠藤笹窪谷公園の「生物多様性サテライトセンター」における、各種講座やパネル展示などを通じて、外来種に関する正しい知識の普及啓発を行いました。	タイトル及び内容の変更
2	5	5	(4)	②	水防活動訓練の実施	220	災害対策課	集中豪雨や台風に伴う水害及び河川の氾濫等に備え、水防活動技術の向上と水防体制の強化を図ることを目的に藤沢市水防訓練を実施しています。 令和6年度は、台風第1号の接近に伴い、中止となりました。	藤沢市水防訓練 開催日：令和7年5月30日 場所：藤沢市消防防災訓練センター 参加機関：藤沢市建設業協会、藤沢市消防団、 藤沢市議会、藤沢市	変更
2	5	5	(4)	⑧	生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)	222	みどり保全課	⑧ Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災Ecosystem-based Disaster Risk Reduction) 気候変動による将来の予測として、水災害の激甚・頻発化に加え、土砂・洪水氾濫、高潮・洪水氾濫など複合的な要因による新たな形態の大規模災害の発生が懸念されています。気候変動により頻発化・激甚化する水災害への対策等を推進するに当たっては、地域の地形や生態系を読み取ることでより暴露の回避を図るとともに、健全な生態系が有する機能を生かして脆弱性の低減を図るEco-DRR(生態系を活用した防災・減災)やグリーンインフラ※の考え方を取り入れることが重要であるといわれています。 ※グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。 Eco-DRRの考え方を広めるため、ハンドブック「自然と人がよりそって災害に対応するという考え方」(環境省平成28年)や事例紹介を通じて、Eco-DRR普及啓発に取り組んでいます。	⑧ 生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR) Eco-DRR(Ecosystem-based Disaster Risk Reduction)は生態系の保全・再生を通じて防災・減災や生物多様性を含めた地域の課題を複合的に解決しようとする考え方で、Eco-DRRには、洪水緩和に向けた湿地の保全・再生や、土砂災害の防止や水源涵養を目的とした森林整備、沿岸域の海岸防災林や河川の水害防備林の保全など、様々な自然災害を対象とした幅広い取組が含まれます。 また、Eco-DRRは防災・減災や生物多様性の保全に寄与するだけでなく、地域に自然と触れ合う場を提供するといった社会的な効果や、エコツーリズムの実施等による経済的な効果、さらには、森林や泥炭湿地などの自然生態系は二酸化炭素の吸収源にもなるため、気候変動緩和策としての効果も期待できます。国では、Eco-DRRを推進するにあたって、Eco-DRRのポテンシャルがあると考えられる場所を可視化する「生態系保全・再生ポテンシャルマップ」の作成方法やその活用方法を示した手引き(持続可能な地域づくりのための生態系を活用した防災・減災の手引き－生態系保全・再生ポテンシャルマップによるEco-DRRの推進－(環境省・令和5年3月))を公表しています。 本市では、Eco-DRRの考え方を広めるため、展示会等を通じて、普及啓発に取り組んでいます。	タイトル及び内容の変更
2	5	5	(4)	⑪	準用河川一色川の整備	222	河川水路課	近年の激甚化する災害への対応として、整備目標(50 mm/h)を満たしていない区間の河川改修を進める必要があります。一色川では、植生の繁茂、護岸の橋梁(きょうりょう)部でのコンクリートの破損、護岸天端、法面、排水管の破損、護岸天端の沈下が生じています。「準用河川一色川整備基本計画」に基づき、河川改修整備を推進し、流域住民の安全・安心を確保します。 市道高倉遠藤線から引地川合流点までの1,900 mを整備指定区間とし、令和21年度に整備が完了する予定です。令和元年度から事業に着手し、令和6年度は護岸改修工事を行い、約240 mの護岸が完成しています。	近年の激甚化する災害への対応として、整備目標(50 mm/h)を満たしていない区間の河川改修を進める必要があります。そのため、「準用河川一色川整備基本計画」に基づき、河川改修整備を推進し、流域住民の安全・安心を確保します。 市道高倉遠藤線から引地川合流点までの1,900 mを整備指定区間とし、令和元年度から事業に着手し、令和21年度に整備が完了する予定です。令和6年度に下流域約240 mの護岸が完成し、令和7年度は狭窄部の橋りょう架替工事に着手しました。	変更
2	5	5	(6)	①	帰宅困難者対策	224	災害対策課		令和7年度は、7月30日に発表された「津波警報」に伴い、8月に「藤沢市帰宅困難者等対策協議会運営委員会」を開催し、各鉄道事業者の当日の運行状況等をもとに課題の抽出を行い、令和8年1月に開催された「地震災害図上訓練」において各鉄道事業者も参加し、状況付与訓練を行いました。	追記
2	5	5	(8)	①	情報収集等	226	ゼロカーボン推進課	「気候変動適応計画」(令和3年10月22日閣議決定)において、地方公共団体は、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として、地域気候変動適応センターを確保し、地域における科学的知見の充実を図り、気候変動適応に関する施策に活用するよう努めることが求められています。 そのため、本市では、まずは気候変動による影響及び適応に関する情報の収集等を行うための拠点となる気候変動適応センターの設置の是非を検討するため、県の気候変動適応センターと情報共有を図るとともに、各種気候変動適応策に関する情報収集及び「気候変動適応計画」等の周知を行っています。 令和6年度は、「湘南エコウェーブ」事業の一環として、気候変動適応策に関する講演会「気象予報士・向笠さんと学ぶ地球温暖化」を開催しました(詳細は192ページ)。	「気候変動適応計画」(令和3年10月22日閣議決定)において、地方公共団体は、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として、地域気候変動適応センターを確保し、地域における科学的知見の充実を図り、気候変動適応に関する施策に活用するよう努めることが求められています。 そのため、本市では、まずは気候変動による影響及び適応に関する情報の収集等を行うための拠点となる気候変動適応センターの設置の是非を検討するため、県の気候変動適応センターと情報共有を図るとともに、各種気候変動適応策に関する情報収集及び「気候変動適応計画」等の周知を行っています。 令和7年度は、県の気候変動適応センターと連携し、藤沢市役所本庁舎前に「暑さ指数」表示板を設置しました。	追記

昨年度からの主な変更箇所一覧

部	章	節	項	目	タイトル	R7年版 ページ	担当課名	R6文章	R7文章	備考
3	-	2	(9)	-	<個別政策>8市連携市長会議	233	環境総務課 (廃棄物・美化担当)	川崎市の提案に基づき、令和6年10月に8市の環境担当部門、防災担当部門が出席する「防災・減災部会」を設置し、自然災害発生時に迅速な支援対応ができるよう、8市間での相互支援について検討を進めています。	川崎市の提案に基づき、令和6年10月に8市の環境担当部門、防災担当部門が出席する「防災・減災部会」を設置し、自然災害発生時に迅速な支援対応ができるよう、8市間での相互支援について <u>検討、協議を進めました。令和8年3月24日に、災害(風水害)を対象とした「8市連携災害(風水害)時の災害廃棄物処理に関する相互支援協定」を締結し、災害(風水害)時における迅速かつ円滑な災害廃棄物処理の実現を図るための相互支援体制を構築しました。</u>	追記
3	-	3	-	-	全般	247～	-	組織改正等に伴う組織図の変更 各事業実績内容の更新		変更